平成２９年（フ）第１５６号
群馬県高崎市倉賀野町2736番地
債務者　瀬間　　隆
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部
平成２９年（フ）第１５８号
群馬県高崎市上佐野町428番地２　ヴィラフレグランスＢ201号、前住所群馬県高崎市上佐野町996番地　メゾンボヌール201号
債務者　橋谷　洋子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部
平成２９年（フ）第８１９号
埼玉県川口市戸塚２丁目９番３号　シュネーバーレン203号
債務者　北條　浩史
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第９４９号
さいたま市見沼区大字南中野29番地　諏訪の苑
債務者　土井　友子
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第４８８号
埼玉県吉川市栄町1364番地１　エンゼルサンプレージ吉川406号
債務者　長島　義憲
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２９年（フ）第１０２１号
札幌市東区北19条東19丁目４番23―101号
債務者　阿部京吏郎
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１１８４号
札幌市中央区南10条西９丁目１番17―302号
債務者　奈良岡　淳
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１１９９号
札幌市豊平区美園10条４丁目２番31号　藤屋ビルⅡ203号室、住民票上の住所札幌市清田区北野１条１丁目３番13号　サン・ビセンテ北野202号
債務者　浦本　大樹（旧姓青砥）
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１２２０号
札幌市東区北20条東17丁目２番25―301号
債務者　田名部哲也
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１２３３号
札幌市西区八軒５条東３丁目２番17号　センチュリー八軒103号
債務者　下田　直美
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１３０８号
札幌市白石区北郷３条２丁目３番26号　グランドハイツ藤402号
債務者　平方　彩子
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１３１２号
札幌市北区北28条西10丁目３番３号　コーポグリーンヒル第２―102号
債務者　安丸　英勝
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１３１３号
札幌市北区北28条西10丁目３番３号　コーポグリーンヒル第２―102号
債務者　安丸　幸子
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１３３３号
札幌市白石区菊水上町１条１丁目44番地２　カーサ上町１．１Ⅱ―202号
債務者　黒田　亮太
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１３３４号
札幌市白石区菊水上町１条１丁目44番地２　カーサ上町１．１Ⅱ―202号
債務者　黒田　　瞳（旧姓戸島）
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１３６６号
札幌市手稲区西宮の沢３条１丁目12番15号　喜心320号
債務者　佐々木　清
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１３７１号
札幌市西区二十四軒１条７丁目１番33号　前田マンション101号
債務者　三戸のぶ子
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部